

地域社会を支える地方税制について

内 藤 尚 志

はじめに

地方団体の行政サービスに必要な費用を、地域住民や地域で活動する企業が負担する地方税で賄う地方自治の理想型に近づけるためには、地方税の充実確保が必要となる。一方で、地方税の充実を図れば図るほど財政力格差が拡大し、税源偏在の問題は大きさを増してくる。地方税の充実を図るためにも偏在性が小さく税収が安定的な地方税法体系の構築が必要である。特に、少子高齢化が加速する中、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さく税収が安定的な地方税法体系を構築することはますます重要性を増していると言えよう。

今から二〇年ほど遡った平成九年七月八日の地方分権推進委員会の第二次勧告でも、地方税の充実確保を図る場合に、「税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税法体系の構築」について検討する必要があるとさ

れている。以来、望ましい税のあり方を追求する中で偏在の是正も行う場合や直接的に「偏在を是正するため」に行う場合など様々な方法で行われてきているが、いずれにしても税制改正を検討する際の通奏低音となっている。本稿では、特に「偏在是正」に焦点を当てそのための取り組みを振り返るとともに、今後の課題について考えてみたい。なお、文中意見にわたる部分は私見である。

一 地方消費税の導入・充実

平成六年秋の税制抜本改革において決定され、平成九年度から導入された地方消費税は、最終消費に税負担を求めるものであることから、地方の各税目の中でもとりわけ偏在性が小さく、また税収も安定している、まさに地方税のあるべき税体系に最も適合する税である。従って、消費税率の引き上げの際に、地方消費税の税率の引き上げを地方団体が強く求めることはある意味自然といえる。

消費税率（地方消費税率を含む）の一〇％への引き上げを議論した社会保障・税一体改革において、引き上げ分の国と地方の配分を巡って大議論となったことはまだ記憶に新しい。結局、地方消費税の税率が平成二六年四月には税率一％から一・七％に引き上げられた。更に一〇％への引き上げ時には税率一・七％から二・二％に引き上げられることとされており、医療・介護・少子化など社会保障の多くを担う地方団体の財源として、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系において重要な位置を占める存在となる。

なお、平成三〇年度税制改正において、清算基準の抜本的な見直しが行われた。この清算制度は、地方消費税

の税負担は「最終消費者」に求めるものである一方納税は各流通段階で事業者が行うために生ずる納税地と最終消費地のズレを修正するために設けられたものである。税収の適正な帰属を確保するという観点から非常に重要な制度であるが、制度創設以来二〇年が経過したにもかかわらず、清算基準の基本的内容は維持されてきたため、社会経済構造の変化や統計の改革等を踏まえて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるために抜本的に見直しされたものである。統計の計上地と最終消費地にズレが生じていて利用することが適当でないなどの理由により除外された統計データが東京等に数値が集中しているケースが多かったため、結果として偏在性がより小さくなったものである。

二 個人住民税の比例税率化

平成一八年度税制改正において三位一体改革の一環として行われた所得税から住民税への三兆円の税源移譲は、都道府県・市町村併せて五%、一〇%、一三%の三段階の税率構造を一律一〇%の比例税率に変えるものであった。これにより五%から一〇%に引き上がることに伴う増収と一三%から一〇%に引き下がることに伴う減収を差し引きして三兆円の増収になるが、この改正は単に地方税の充実ということにとどまらず、二つの大きな意味があった。すなわち一つは比例税率化によって、所得の大小にかかわらず一定率の税金を等しく納めることとなることから、個人住民税の応益性がより明確になることである。もう一つは、一三%から一〇%の減収影響は高額所得者が多い団体に大きく作用する一方、五%から一〇%の影響は全ての納税者に発生し、全ての地方団

体に作用することから、税収の偏在は正効果が得られることであり、この点は明確に認識されていた。具体的な例としてあげられたのが、東京（都と市区町村の合計）について現在の税率構造を維持したまま税源移譲をする
と約五一〇〇億円の移譲となるが一〇％の比例税率化による場合は移譲額が約三三〇〇億円となり、概ね人口比例的な移譲にとどまると試算され、基本的に税源の乏しい地方部ではこれと逆の現象が起ることとなるということであつた。一〇％の比例税率化により伸張性が弱まるという指摘はあつたものの応益性の明確化、偏在度の縮小をより優先して行われたと言えよう。

三 地方法人特別税・地方法人税の導入等による地方法人課税の偏在是正

バブル経済の崩壊後長らく税収の低迷が続いたが、平成一五年度を底に法人二税の税収が急速に回復し、平成一九年度頃には景気動向の地域差も相俟つて地域間の税収の差が拡大し、財政力格差の拡大が顕著となつた。そのため税体系の抜本的改革の中で偏在を是正すること待つまでもなく地方税の偏在は正措置を講ずることが重要な課題となつた。当時総務省は、「当面、地方交付税原資の中で偏在度の小さい地方消費税と偏在度の大きい法人二税を交換して税源偏在を是正すること」を提案したが、この提案については財務省の反対もあり、こうした中で平成二〇年度税制改正においては消費税を含む税制の抜本的な改革が見送られ、消費税の国・地方間の配分の見直しが不可欠となる税源交換は実現できないこととなつた。そのため、やむを得ない選択として喫緊の課題である地方税の偏在是正について抜本改革までの暫定措置を講ずることとなつたが、暫定措置を講ずるに当

たつては地方税制改革の基本方向を明確にし、消費税を含む税体系の抜本改革においてその実現に取り組むことを前提とした。これを踏まえ、平成二〇年度税制改正において、税源交換とほぼ同様の偏在は正効果が得られるよう、地方税である法人事業税の一部を分離し、国税である地方法人特別税とし、これを交付税・譲与税特別会計に直入した上で地方法人特別譲与税として全額都道府県に譲与する仕組みが創設された。この仕組みについては、「やむを得ない選択」あるいは「税制の抜本改革までの暫定措置」という理解をしつつ、この仕組みは税収全額を都道府県に譲与するために創設され（交付税・譲与税特別会計に全額が直入される）、賦課徴収も都道府県が行うこととするなど地方税源としての位置付けを明確にしたものであるという評価もされていたところである。その後この仕組みが暫定措置との位置付けであったということから、地方税を国税化・地方譲与税化する仕組みを地方税体系の中でどう理解するかという議論は深まらなかったように思われる。

平成二六年度税制改正では、平成二六年四月からの消費税率が五%から八%に引き上げられることを踏まえ、税制抜本改革法において、地方法人特別税制度はあくまで暫定措置であることから抜本的な見直しを行う一方でこれを単純に廃止して法人事業税に還元すれば税源の偏在は高まることとなり、また、地方消費税率の引き上げにより不交付団体の財源超過額が増加することから、地方法人課税のあり方の見直しによる税源の偏在は正策を講ずることが規定されていたことを踏まえ、法人住民税法人税割の一部を地方法人税として国税化し、その全額を交付税原資に繰り入れるとともに、地方法人特別税・譲与税については税制の抜本改革の途中段階であることも考慮しその規模を三分の一縮小し、その分を法人事業税に還元することとされた。不交付団体においては既に社会保障の安定化分の財源は確保されていることから地方消費税の増収額を地方法人課税の偏在は正額の目途と

し、譲与税よりも偏在是正効果の高い交付税原資化により対応することとして地方法人税が創設された。

次いで平成二八年度税制改正において、消費税率の八%から一〇%への引き上げ時に平成二六年度税制改正時の偏在是正措置を拡大し、法人住民税の交付税原資化を更に進めるとともに、地方法人特別税・譲与税制度を廃止することとし、偏在是正の仕組みは、法人住民税法人税割の交付税原資化に一本化することとなった。この改正には二つの内容が含まれている。一つは平成二六年度税制改正と同様に消費税率八%から一〇%への引き上げに伴う不交付団体の増収額を用途として法人住民税の交付税原資化をする部分であり、もう一つは地方法人特別税・譲与税制度が持っていた偏在是正効果を維持するために法人住民税の交付税原資化をする部分である。

四 地方譲与税制度について

三で述べたように、地方税の偏在是正に、暫定的とは言いながら地方譲与税制度により偏在是正を行う新たな展開があった。そこで、偏在是正の本題に入る前に、改めて地方譲与税について、その経緯や制度の本質、果たすべき機能等について再考してみたい。地方譲与税はここ一〇年間、地方法人特別税・譲与税制度が存在し、偏在是正措置の中核をなす制度として活用されてきた一方で、暫定措置として設けられたこともあり、性格、機能等についての本格的な議論や整理が十分に行われてきたとは言えないからである。

地方譲与税は、本来地方税に属する税源を形式上一旦国税として国の収入とし、これを国が地方団体に譲与するシステムであり、消費税導入以前は大別して二つの種類があると言われてきた。

その一つは、純然たる課税技術上の理由のみによって譲与税としたものである。すなわち、税源はその地域に存在しているものの、その税源を地方税として徴収することは納税者の便宜や徴収機構・徴税費の面からかえって非効率であるという理由からこのような制度とされたものであり、特別とん譲与税がこれにあたる。

その二は、課税技術上の理由とあわせて、地方団体へ合理的に配分する必要性にかんがみ、一旦国税として徴収した上で、別の基準で地方税に譲与するものである。地方譲与税としてはこのパターンがむしろ典型的であり、特別とん譲与税以外の既存の多くの地方譲与税はこのパターンに属する。地方道路譲与税（地方揮発油譲与税）、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税、自動車重量譲与税である。これらはいずれも道路事業や航空機騒音障害防止対策等の目的譲与税として創設されており、そのため譲与基準もその財政需要に密接な関係をもつものが用いられている。その後道路目的財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税（地方揮発油譲与税）、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税は一般財源化されたが、譲与基準は従来どおりとされている。

平成元年度に消費税の導入とともに創設された消費譲与税以後は多様性と重要性を増している。

まず、消費譲与税について見てみよう。消費税の導入とともに地方の間接税も議論されたが制度の簡素化の要請、納税者の事務負担の問題等から消費譲与税とされたということでは課税技術上の理由であるが、譲与基準は消費税との調整により生ずる地方団体の個別間接税の減収額が基本的には補てんされるようその状況等を総合的に勘案するとともに消費譲与税の原資である消費税の税負担が最終的に消費者に帰着するものであることを踏まえて設定された。構造的にはその二に近いものではあるが、その二とは異なり譲与基準は財政需要ではなく歳入側の考え方で構成されている。

次に、前出の平成二〇年度に創設された地方法人特別譲与税である。これはまさに税源交換に替わる「偏在是正」を目的に創設されたものであり、事業税の一部を国税である地方法人特別税として国に払い込んだ上でその全額を譲与税として配分する仕組みである。税源交換構想を踏まえ地方消費税が導入された場合の各県の帰属シェアに近い配分となるような譲与基準が採用されており、歳入側の観点からの譲与基準が用いられているという点で消費譲与税と共通性が見られるが、それまでの各譲与税とは異なり地方が徴収して交付税・譲与税特別会計に払い込んだ財源を全額譲与する仕組みである。従来の課税技術上の理由はなく、地方譲与税の新たな類型と言える。

地方法人特別譲与税の原資である地方法人特別税は、都道府県税である法人事業税に対する国の付加税とも言え、形式上国税とすることで地方税のまま水平的財政調整を行う理論的な難点を免れていると考えられる。また、地方法人特別税については、消費税を含む税制の抜本的改革において地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現までの暫定措置ということを強調しつつ都道府県税である法人事業税の一部を分離し創設される税であること、地方税収の偏在を是正するため税収を都道府県に一定の基準で還元する目的で創設される税であること、都道府県が引き続き法人事業税と併せて賦課徴収する税であること、これに伴い国税通則法は適用しないこととしていることから実質的に地方の税源と考えられる。そのため地方交付税の基準財政収入額の算入も七五％とされている。ここで何より重要なことは、地方法人特別税が交付税・譲与税特別会計に直接納付され、その全額が客観的基準により地方団体に譲与されることから、国の財政上の影響を受けない地方固有の税財源であることであろう。

平成三〇年度税制改正において創設が決定された森林環境税（仮称）・森林環境譲与税（仮称）の仕組みはこの地方徴収型の譲与税制度を恒久的な制度として創設するものと言える。すなわち、国税として森林環境税（仮称）を創設するが、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が賦課徴収を行った上で、地方の固有財源としてその全額を国の交付税・譲与税特別会計に直入し、森林整備等を行う地方団体に対して森林環境譲与税（仮称）として譲与するという制度である。地方法人特別税との違いは、一般財源か目的財源かの違いである。森林環境譲与税は、地方団体の森林整備及びその促進に要する費用に充てるものであり、森林整備等を行う地方団体に対して、私有林人工林面積等の譲与基準で譲与される。従って、譲与基準のあり方の部分に限れば先の二のタイプのグループに近い。この森林環境譲与税（仮称）も、ある意味、また一步新たなタイプの譲与税ができたと考えることも可能であろう。

なお、平成一六年度から平成一八年度まで所得譲与税が創設された。これは三位一体改革による所得税から住民税への税源移譲までの暫定措置として講じられたが、譲与基準が平成一六年度・平成一七年度は人口で、平成一八年度は平成一七年度を上回る部分は税源移譲影響額を用いて算定されるなど、所得税から住民税への税源移譲を行う改革方針を体现するための短期間のつなぎ措置であることに徹した仕組みであったと言える。

以上から考察すれば、地方譲与税は、全体として法律により定義されているものではなく、様々な目的のために活用されてきたと言える。改めて地方譲与税についてその特徴を言い表せば、「一定の目的のために、地方への徴収委託を含む国税の収入額の全部又は一定額を国の一般会計を通さずに一定の基準に基づいて地方団体に配分される資金のうち地方交付税を除いたものの総称」と言って良いと思われる。「国の一般会計を通さずに」と

言いながら地方交付税を除いているのは、平成二六年度税制改正において交付税原資として交付税・譲与税特別会計に直入される地方法人税が新たに創設されたからである。

実は偏在是正に地方譲与税を活用する例は、戦後まもなくの昭和二九年度に創設され、昭和三七年度に国・地方間の税源配分の調整が行われた結果廃止された入場譲与税に例を見ることができ。また、国税として平成二四年に導入された温暖化対策税の一部を地方譲与税とする要望が地方側から出されるなど、地方譲与税については多様な類型や性格のものがあり得るし、その役割も幅広く構想しうるものである。

従って、地方税制度と地方交付税制度の狭間でどちらかと言えば目立たない存在の地方譲与税制度を再評価し、その活用を図ることは、あるべき地方税財政制度を考えるに当たって、その幅を広げることとなるものと思われる。

五 偏在是正に向けての今後の課題

それでは本題の偏在是正に向けての今後の課題について考えてみたい。

従来から偏在性が小さい地方税体系の構築に向けて、主な税目それぞれにおいて取り組みがされてきているが、偏在是正は地方税制における基本的な課題であり、更に不断の取り組みを行うことが必要である。

近年、経済再生への取り組み等により地方税収が全体として増加し、地方法人特別譲与税を含めれば平成二七年度、平成二八年度と四〇兆円台となつてリーマンショック前の平成一九年度、平成二〇年度を超える過去最高

の水準まで増加した。一方で、税源の偏在を背景に、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向にある。

地方税収が増加すると、財政力の格差が拡大し、税源の偏在是正の必要性がよりクローズアップされるのは、三の平成二〇年度税制改正で講じられた地方法人特別税・譲与税のところで見たとおりである。これは、単に税源が偏在しているために財政力格差が拡大することだけではない。地方税の増収により交付団体は地方交付税制度を通じて留保財源の増となるが、不交付団体は地方税の増収がそのまま超過財源として増えることとなる。この差が極めて大きいのであって、地方税と地方交付税制度だけではなかなか対応できない部分が不交付団体と交付団体間の財政力格差の問題であると言えよう。

折しも地方団体の基金が大幅に増えていることが経済財政諮問会議等で取り上げられたが、その内容を見てみると、将来の歳入減少・歳出増加への備えのための基金の増加額五・七兆円のうち東京都・特別区だけで二・四兆円を占めており、改めて近年の東京都の財政的な豊かさが明らかとなった。一方、地方財政計画の歳出全体で見れば、高齢化の進行等により社会保障関係費が増加する一方行政改革等により給与関係経費や投資的経費が減少していることから全体として抑制基調にあるとともに、交付団体は交付団体のみが発行する赤字地方債である臨時財政対策債の残高が累増するなど厳しい財政運営が続いている状況にある。

また、わが国の人口は全体として減少する中で、東京圏のみ転入超過となっており、地方圏は大幅なマイナスが続いている。まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（平成二六年二月二七日閣議決定）でも、「地方創生は、地方と東京圏を対立構造とみる「地方vs東京圏」では決してない」とされ、東京圏の人口集中の是正は、国家的な課題とされている。「このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰

退し、競争力が弱まることは必至」(まち・ひと・しごと創生総合戦略)であり、地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するために、税源の豊かな地方団体のみが発展するのではなく、都市と地方が支え合い、連携を強めることが求められるところである。

地方税制という面で見れば、従来講じられてきた税源の偏在是正の措置を踏まえても、なお、既に前回偏在是正が議論され、方策が講じられた平成一九年度、二〇年度当時の地方税収や東京都の税収に回復しており、このまま前述の消費税率の引き上げに伴う偏在是正措置が実施されたとしても、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取り組みが求められる状況にあると考えられる。

以下では、どのような方向性が考えられるか検討してみたい。

(一) 地方税としての偏在是正

今まで見てきたように、地方税として偏在を是正する取り組みは、着実に行われてきたと言えよう。さらに現時点においてどのようなことが考えられるであろうか。地方税の各税目の偏在度を見れば地方法人二税の偏在が際立っており、検討の中心は地方法人二税となるであろう。

まず、事業税の外形標準課税の拡大は、地方税として望ましいということが言えるが、偏在の度合いが大きい資本割があるため税収の安定化につながっても偏在の是正に大きく寄与するとは考えにくい。逆に資本割を付加価値割等に振り替えていくことは、個々の企業の税負担の変動に直結するため難しい面がある。なお、外形標準課税の更なる拡大については、その対象法人の拡大は経済界を中心に慎重論が極めて強く、与党の平成二八年度税制改正大綱においても「引き続き慎重に検討を行う」というとりまとめが行われている。

それでは事業税の分割基準の見直しはどうであろうか。平成一七年度に行われた分割基準の見直しは、それ自体は税源帰属の適正化を図るという観点で行われたものであるけれども三兆円の税源移譲による東京都等の税収の集中がさらに進むことが見直しのきつかけともなっている。法人事業税の分割基準については、近年における社会経済情勢の変化あるいはホールディングス化やフランチャイズ、発電施設などの無人の事業施設の増加等企業の実業活動の変化により、その見直しを求める声は都道府県からも強くなっている。従って、法人の実業活動の変化等を踏まえ、分割基準などの見直しに取り組むことが求められるところであるが、あくまで分割基準は都道府県の課税権を調整して適切な税源帰属を図るためのものであるので、その観点からの見直しである必要がある。

なお、法人住民税については、更なる偏在是正につながる方策を検討する場合でも、交付税原資化を大幅に行っている最中であることを踏まえて考える必要がある。

以上の検討課題の他には、地方税の仕組みの中の偏在是正については、様々な面での検討が必要ではあるが単体で大幅に偏在是正効果を生み出すような効果的な方法は見出しにくいのが実情と言える。更なる税制の抜本的改革の時に税制の大幅な改革によって偏在を是正することとなる。

(二) 更なる交付税原資化

地方税を一部国税化し、その全額を交付税・譲与税特別会計に直入し、地方固有の財源であることを明確にした上で、交付税原資として用いる方法である。この方法が地方譲与税による偏在是正と大きく異なるのは、財源が超過している不交付団体には結果として交付されない点であり、このため国税化する規模に比して偏在是正効

果が大きくなるという特徴がある。

既に実施中である法人住民税法人税割の交付税原資化では、法人税割の課税標準が国の法人税の税額であったことから、新たに国が法人税と併せて賦課徴収する地方法人税という国税を創設し交付税原資化することが実務上容易であった。ただし、都道府県の法人住民税法人税割は、ほとんどの都道府県において超過課税（ $+1.0\%$ が制限税率）が実施されていることや、市町村の法人住民税法人税割の実務の多くを實質的に都道府県が担っていることを考慮すると、消費税率 1.0% 段階における 1.0% から更に交付税原資化することは困難であろう。また、企業立地のための努力など税源涵養との関係、財政規模が相対的に小さい市町村に与える影響が大きいことや法人関係税収のウェイトが大きい市町村への影響等を考えると、市町村の法人住民税法人税割 6.0% （消費税率 5% 段階における 12.3% から見れば半分以下となっている）の更なる交付税原資化も慎重に対応する必要がある。

また、法人事業税の交付税原資化について考えると、法人事業税を国税化して国が徴収する場合には、まず法人事業税に外形標準課税が導入されているほか、法人事業税の課税ベースは社会保険診療報酬など法人税と相違があるため、課税ベースを合わせなければ企業の申告の事務負担が増加し経済界の理解を得られない可能性が高い一方、課税ベースを合わせる場合には相当数の企業の税負担の変動が生ずることとなるため企業の理解を求めることが困難である。このため、法人事業税を国税化した上で交付税原資化する場合には、地方法人特別税と同様、都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収する方法が選択肢となろう。これまで国税である交付税原資を地方団体が徴収する制度は例がないが、地方団体自らが地方の財源である交付税の原資を徴収し、その全額を

交付税・譲与税特別会計に直入する仕組み自体は、地方の固有財源としての性格が明確なものとも考えられよう。

(三) 地方共同税

全国知事会の地方税財政制度研究会の「地方税制における税源偏在の是正方策の方向性について」（平成二五年九月一七日）において、引き続き検討すべき課題として「地方共同税」が挙げられている。その仕組みは定かではないが、税率については地方の合意に基づいて地方が主体的に一律に決めることができる仕組みが必要であり条例という形式ではなく地方の意見を反映する仕組みを確保した上で法律で定める形式がよいとし、各地方団体への配分については、全団体で所要額を調整する方式、形式上国税と位置付けた上で地方譲与税の仕組みを活用して地方団体間で調整を行う方式、国の特別会計に各地方団体が徴収した地方共同税を地方税のまま拠出し、客観的指標により各地方団体に再配分する方式などが考えられるとしている。一方、地方共同税について一旦水平調整的な位置付けをしてしまうと、なし崩し的に地方税全体が財政調整に使われてしまうことが懸念されるとして、地方税である地方共同税は、ナショナルミニマムが実現されていることを前提に、プラスアルファの共通課題に対応するための制度とすべきとしている。

地方税は「受益と負担の関係」が根本原則であり、地方団体がその住民サービスに必要な財源を確保するために課税するためのものなので、他の地方団体に拠出するために「地方税」を課するのは理論的に困難である。後ほど述べる地方法人特別税は、この理論的困難を回避するために国税として仕組みられている。

しかしながら、前記のとおり「形式上国税として位置付けた上で地方譲与税の仕組みを活用」する方式も地方

共同税の一つとして、この地方共同税はより広義なものとして検討されたい。その意味では、地方固有の財源であつて国の予算の影響を受けないことと地方の意見を反映させる仕組みがあることがポイントとも考えられ、この点は検討する際の考慮すべき事柄とならう。

(四) 地方譲与税による偏在是正

上記四で述べたように、地方譲与税は、「一定の目的のために、地方への徴収委託を含む国税の収入額の全部又は一定額を国の一般会計を通さずに一定の基準に基づいて地方団体に配分される資金のうち地方交付税を除いたものの総称」だと考えられ、様々な目的のために活用することが可能な制度である。従つて、地方税制度内における偏在是正や地方交付税制度による財政力格差の是正が十分でない場合には、地方譲与税制度により偏在是正を図ることは検討課題となるものと考えられる。特に前記のように不交付団体と交付団体の財政力格差の是正を地方交付税制度が担うことが難しい中で、このような仕組みの必要性は高いと言えるのではないだろうか。ただ、その場合の留意点としては以下の点が挙げられるのではないかと思われる。一つ目は、「受益と負担の関係」が基本でありやはり地方税が中心であるべきであつて、地方譲与税はその補完的な役割を果たすものであることである。地方譲与税が必ずしも地方税と同等の評価をされないのは、地方団体がその住民から徴収する新しい類型の譲与税であつたとしても、直接的な受益と負担の関係がないためであり、その意味から地方譲与税が地方税財源の中心的な役割を果たすことは適当ではないであらう。あくまで、地方税制度で対応が困難な部分を補完する役割と考えるべきである。二つ目は地方税そのもので偏在を是正することができれば補完的役割は縮小することとなるものであるから中長期的に大幅な地方税制度の改革が行われた場合にはその補完的役割は縮小するので

あって、一体として考えるべきではないかということである。三つ目は制度を構築する際には、知事会の地方共同税のところで述べられているように地方の意見を反映させる仕組みということも考慮することを検討する必要があるのではないかということである。

六 おわりに

人口減少・超高齢化の進展の中で、地方創生、人口減少対策、福祉、医療、地域経済の活性化など地方自治体に求められる役割は一層大きくなっており、地域社会を支える地方税制として、地方税の充実確保と偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築という大きな二つの方向性が大変重要である。

昨今の地方税収の伸びを背景として、平成三〇年度の与党税制改正大綱において、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率一〇％段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に還元されること等も踏まえて検討し、平成三一年度税制改正において結論を得る」ことが明記された。平成三一年度税制改正に向けての大きな検討項目の一つになるものと考えられる。

あるべき地方税財源の方向性とその方策について更に検討を重ね、適切な結論が得られるよう努めていきたいと考えている。

(総務省自治税務局長)